平成３０年（フ）第３１４７号
東京都調布市国領町５丁目７―31　ルーブル調布壱番館103
債務者　河合　梨沙（旧姓飯坂）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１５５号
東京都練馬区土支田２丁目23―13
債務者　山内　勝利
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１５６号
東京都練馬区石神井町１丁目22―12　ステップハイツ石神井公園ＮＯ８―201
債務者　通堂由美子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１５７号
東京都練馬区大泉学園町７丁目17―13　いずみ寮
債務者　田中　理恵
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１６２号
東京都中野区南台２丁目13―４　中島アパート　１Ｆ
債務者　佐々木　猛
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１６５号
東京都大田区中央６丁目11―12―102
債務者　秋葉　愛子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１６６号
東京都稲城市坂浜2856―９
債務者　大森　典子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１８７号
東京都板橋区若木３丁目27―４―305
債務者　中島　雅之
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１８８号
東京都豊島区東池袋２丁目50―10―802
債務者　池田　茜
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１９３号
東京都練馬区関町北４丁目２―13―405
債務者　瀬畑　瑞明
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１９４号
東京都千代田区東神田１丁目６―８―204
債務者　横市　三香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１９５号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ３―103
債務者　三木　浩子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５号
静岡市清水区三保1239番地　カーサ・グラースⅠ102号、旧住所愛知県稲沢市奥田島崎町24番地１　レオパレスしまざき205
債務者　曾根原将史
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５４号
静岡市葵区東千代田１丁目14番16―108号
債務者　鈴木友加吏（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７２号
静岡県藤枝市瀬古２丁目21番２―204号　県営瀬古団地２棟
債務者　池川オペットエフリ
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後２時45分
静岡地方裁判所民事第２部